利用の手順

福祉移送サービス事業会員登録 申請書を記入し社協に申し込みく ださい。

利用会員登録後、社協職員が自 宅に伺いお困りの内容をお聞き し、調整いたします。

登録済の方は、利用日の3日前までに事務所へご予約下さい。

休業日

土・日・休日及び 12月29日から1月3日 予約・お問い合わせ

午前8時30分_{から}

午後5時15分 まで

利用できる時間

午前9時 から

午後5時まで

吉見町社会福祉協議会

TEL 0493-54-5228
Fax 0493-54-6905

福祉移送サービス 案内



吉見町社会福祉協議会

事業について

高齢者及び心身に障害があり、 家族等の補助なしでは外出が困 難な方に対して、移送用の車両 (車イス用・一般用)を使用して、 外出を援助し、自立を支援するも のです。

利用できる方

吉見町社協の会員で かつ以下の条件いずれかを満たす方

- ① 要介護認定を受けている方
- ② 要支援認定を受けている方
- ③ 障害者手帳を有している方
- ④ 総合事業対象者

利用の目的

- ① 病院への送迎 病院など医療機関への通院、 入退院
- ② 福祉施設への送迎 介護老人福祉施設・介護老人 保健施設又は介護療養型医療 施設等への入退所
- ③ 公共施設への送迎 役場など公共施設を利用する ための外出
- ④ 金融機関への送迎
- ⑤ その他の目的での送迎の途中 に限り、必要と認められる簡 易な買物

利用料

利用料 (迎車地から目的地まで)

700円/30分20円/1キロ

待機料 700円/30分

30分に満たない場合も30分とみなします。

この他、有料駐車場や有料道路などを利用した場合は、全額利用者負担となります。

利用の範囲

原則、吉見町内となります。

隣接する市町への利用については、 ご相談の上ご利用ください。